

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

坂戸市選ばれ続ける街づくり計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

埼玉県坂戸市

3 地域再生計画の区域

埼玉県坂戸市の全域

4 地域再生計画の目標

本市の人口は、昭和 45 年から平成 2 年までは増加傾向にあったが、平成 7 年以降人口増減率が 0 % 付近で横ばいに推移しており、平成 27 年の国勢調査では 101,679 人となっている。住民基本台帳によると、令和 2 年 4 月 1 日現在 100,778 人となっている。国立社会保障・人口問題研究所の人口推計では令和 42 年には 70,560 人まで減少すると推計されている。

本市を 5 地区及び大規模な住宅団地に整理してみると、高齢者人口（65 歳以上）の割合が 40% 以上を占めているのは、大家地区のみだが、住宅団地単位では、東坂戸、若葉台、西坂戸、鶴舞で 40% を超えている。生産年齢人口（15～64 歳）の割合は、5 地区すべてで 50% を超えているものの、住宅団地単位では西坂戸、鶴舞で 50% を下回っている。年少人口（0～14 歳）の割合は、入西地区、住宅団地単位ではにつさい花みず木が約 20% と、他より高くなっている。また、平成 27 年と令和元年とを比較した人口増減率は、三芳野地区と大家地区がマイナスで、その他の地区（勝呂、坂戸、入西）はプラスだが、住宅団地単位では、第一住宅とにつさい花みず木以外でマイナスとなっている。自然動態について出生・死亡別にみると、出生数は減少傾向、死亡数は増加傾向で推移している。平成 9 年は出生数が 930 人で、死亡数が 598 人と 421 人の自然増であったが、平成 29 年には出生数が 509 人で、死亡数が 947 人と 349 人の自然減となっている。また、平成 25 年に初めて死亡数が出生数を上回り、出生数は平成 23 年以降急速に減少して

いる。なお、合計特殊出生率の推移について、平成 10 年以降、全国、埼玉県と比較して低い状況が続いており、平成 27 年から平成 29 年にかけては、全国、埼玉県よりも合計特殊出生率の減少が大きくなっており、平成 29 年においては 1.13 となっている。

社会動態については、平成 27 年は転入超過数が 93 人であったが、平成 30 年は転出超過数が 31 人となっている。転出の超過は 20～24 歳が 258 人と多く、若い世代の流出が顕著に見て取れる。

このような状況が続くと、本市は人口減少期に突入すると予想されている。また、生産年齢人口の減少が見込まれ、市内経済や地域のコミュニティ、福祉の担い手の不足などの影響が予測される。

これまで人と産業に選ばれ、人口増加や産業立地が続いてきた流れを引き継ぎながら、今後見込まれる人口減少の緩和に向けて、若い世代を中心とした雇用・定住の促進による社会減の解消と合計特殊出生率の向上による出生数の増加が必要となる。また、優位性や地域資源を活かした産業・企業の立地増加、人の高齢化と公共施設等の老朽化に対応した持続可能な地域づくりが求められる。

以上を勘案し、本計画において、基本目標を以下のとおり定める。

- ・基本目標 1 若い世代に選ばれ続ける都市をつくる
- ・基本目標 2 子育て世代に選ばれ続ける都市をつくる
- ・基本目標 3 産業に選ばれ続ける都市をつくる
- ・基本目標 4 時代に合った地域をつくり、健やかで安心な暮らしを守る

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (令和 6 年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	生産年齢人口（15～64歳）の割合	59.0%	59.1%	基本目標 1
イ	出生数	606人	750人	基本目標 2
ウ	市内事業所数	2,972事業所	3,000事業所	基本目標 3

エ	65歳以上健康寿命	男性17.52年 女性20.55年	男性18.5年 女性21.5年	基本目標 4
---	-----------	----------------------	--------------------	--------

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

坂戸市選ばれ続ける街づくり事業

ア 若い世代に選ばれ続ける都市をつくる事業

イ 子育て世代に選ばれ続ける都市をつくる事業

ウ 産業に選ばれ続ける都市をつくる事業

エ 時代に合った地域をつくり、健やかで安心な暮らしを守る事業

② 事業の内容

ア 若い世代に選ばれ続ける都市をつくる事業

学生など若い世代が安定した住環境や経済力を得ることができるよう支援するとともに、本市の魅力を積極的に情報発信することで、若い人たちに本市やその周辺地域で働き、暮らしたいと思ってもらえる環境を整備する事業。

【具体的事業】

- ・雇用促進事業
- ・住宅対策事業
- ・北坂戸地区まちづくり推進事業
- ・坂戸駅南口駅前広場整備事業
- ・ホームページ運営事業
- ・シティプロモーション推進事業 等

イ 子育て世代に選ばれ続ける都市をつくる事業

結婚、妊娠・出産、子育て、教育において、変化するニーズに対応し、

負担や不安を軽減する環境づくりや経済的支援により、自身の希望を実現できる状態を目指す事業。

【具体的事業】

- ・婚活支援事業
- ・子育て世代包括支援推進事業
- ・乳幼児健診事業
- ・子どもの貧困対策推進事業
- ・公立保育園改修等事業
- ・学童保育所整備事業
- ・学校コンピューター整備事業
- ・学力向上推進事業
- ・体力向上推進事業
- ・英語指導推進事業 等

ウ 産業に選ばれ続ける都市をつくる事業

本市には製造業と運送・倉庫業などの流通加工業の拠点が立地しており、雇用の要である産業基盤の整備を図るとともに、企業の生産性を高め「稼ぐ力」のある産業を振興することにより、魅力的な雇用創出を目指します。また、地域の産業、大学等と連携し、活発な創業・事業承継を通じて地域産業の活性化と新陳代謝を図るとともに、未来技術を活用する企業に対し、地域未来投資促進法等による支援を行うなど、Society5.0による生産性向上と新たな産業創出を目指す事業。

【具体的事業】

- ・雇用促進事業
- ・ほ場整備事業
- ・開発推進地区推進事業
- ・創業経営発達支援事業 等

エ 時代に合った地域をつくり、健やかで安心な暮らしを守る事業

市民が安心して暮らし続けることができるように支援し、また人口減少・少子高齢化の局面においても医療や福祉、買い物等の日常の生活サービス機能が維持できるようまちづくりに取り組むことで、市民の日常

生活や都市機能を長期的に維持・向上できる状態を目指します。

国際社会全体の開発目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方を取り入れ、地域内外の様々なステークホルダーの立場を超えて連携しながら、誰一人取り残さない社会の実現に向けて取り組む事業。

【具体的事業】

- ・葉酸プロジェクト（認知症予防等）推進事業
- ・成人健診事業
- ・高齢者生きがい対策事業
- ・自主防災組織整備事業
- ・公共施設等マネジメント推進事業
- ・広域連携推進事業 等

※ なお、詳細は第2期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

4,070,000 千円（令和2年度～令和6年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度7月に外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後速やかに坂戸市公式WEBサイト上で公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から令和7年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から令和7年3月31日まで